

# 国立障害者リハビリテーションセンター学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 国立障害者リハビリテーションセンター学院（以下「学院」という。）における養成訓練は、障害者のリハビリテーションに関する技術者（将来技術者になろうとする者を含む。）に対し、障害者のリハビリテーションに関する理論及び技術を授けること並びに障害児の保護及び指導に従事する職員（将来職員になろうとする者を含む。）に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けることを目的とする。

### (学科)

第2条 養成のため、学院に次の学科を置く。学校教育法第125条第3項に規定する専門課程とする。

- 一 視覚障害学科
- 二 言語聴覚学科
- 三 手話通訳学科
- 四 義肢装具学科
- 五 リハビリテーション体育学科
- 六 児童指導員科

2 第1項第1号に規定する学科においては、視覚障害にかかる生活訓練に従事する視覚障害生活訓練専門職員養成のため、必要な知識及び技術を授ける。

3 第1項第2号に規定する学科においては、聴覚障害、音声・言語機能障害にかかる治療及び訓練に従事する言語聴覚士の養成のため、必要な知識及び技術を授ける。

4 第1項第3号に規定する学科においては、聴覚障害にかかる手話通訳に従事する手話通訳士の養成のため、必要な知識及び技術を授ける。

5 第1項第4号に規定する学科においては、身体障害者の義肢及び装具の適合（製作を含む。）を専門とする義肢装具士の養成を行う。

6 第1項第5号に規定する学科においては、障害者のリハビリテーションにかかる体育及びスポーツの指導を専門とする技術者の養成を行う。

7 第1項第6号に規定する科においては、障害児の保護及び指導に従事する職員の養成を行う。

### (学生定員)

第3条 学生の入学定員は、次のとおりとする。

一 視覚障害学科	入学定員 20人
二 言語聴覚学科	入学定員 30人
三 手話通訳学科	入学定員 30人
四 義肢装具学科	入学定員 10人
五 リハビリテーション体育学科	入学定員 20人
六 児童指導員科	入学定員 40人

### (修業年限)

第4条 修業年限は、次のとおりとする。

一 視覚障害学科	2年
二 言語聴覚学科	2年

三 手話通訳学科	2年
四 義肢装具学科	3年
五 リハビリテーション体育学科	2年
六 児童指導員科	1年

(在学期間)

第5条 在学期間は、次のとおりとする。

- 一 義肢装具学科は、6年を超えて在学することができない。
- 二 視覚障害学科、言語聴覚学科、手話通訳学科及びリハビリテーション体育学科は、4年を超えて在学することができない。
- 三 児童指導員科は、2年を超えて在学することができない。

## 第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 前 期 | 4月1日から9月30日まで    |
| 後 期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 三 季節休業日（夏、冬、春）
- 2 学院長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学院長がその都度定める。

## 第3章 入学、転入学等、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第10条 入学資格は、次のとおりとする。

- 一 視覚障害学科及び言語聴覚学科に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項本文の規定により大学院に入学することができる者で、国立障害者リハビリテーションセンター総長（以下「総長」という。）が入学を許可した者。
- 二 手話通訳学科及び義肢装具学科に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者で、総長が入学を許可した者。
- 三 リハビリテーション体育学科に入学することができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による保健体育の高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると総長が認めた者で、総長が入学を許可

した者。

四 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第102条第1項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育士資格を有する者で、総長が入学を許可した者。

(転入学等)

第10条の2 学院に転入学又は編入学（以下「転入学等」という。）を志願する者があるときは、総長は欠員のある場合に限り、選考のうえ転入学等を許可することができる。

2 転入学等に必要な事項は、別に定める。

(出願手続)

第11条 学科に入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて所定の期日までに学院長に提出しなければならない。

一 視覚障害学科

- (1) 入学願書 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 第10条に規定する大学の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 健康診断書 (所定様式)

二 言語聴覚学科

- (1) 入学願書 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 第10条に規定する大学の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書 (所定様式)

三 手話通訳学科

- (1) 入学願書 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができることを証明する書類
- (4) 健康診断書 (所定様式)

四 義肢装具学科

- (1) 入学願書 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができることを証明する書類
- (4) 健康診断書 (所定様式)

五 リハビリテーション体育学科

- (1) 入学願書 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 第10条に規定する保健体育の高校教諭免許状の写又は同教諭免許取得見込の者であることを証明する書類及び卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 健康診断書 (所定様式)

六 児童指導員科

- (1) 入学願書 (所定様式)
- (2) 履歴書 (所定様式)
- (3) 第10条に規定する大学の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は保育士登録証の写若しくは保育士登録証の交付を受ける見込の者であることを証明する書類

(4) 健康診断書 (所定様式)

(入学試験)

第12条 学科に入学を志願する者には、次に掲げる試験を行う。

- 一 筆記試験
- 二 面接試験

(入学手続)

第13条 前条の試験に合格した者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本
- 二 誓約書

2 総長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人)

第14条 入学を許可された者は、保証人1名を届出なければならない。

2 保証人が死亡等で異動を生じた時は、届出なければならない。

(欠席届)

第15条 学生が疾病、その他やむを得ない事由により授業を欠席する場合は、予めその理由を明らかにし、届出なければならない。

(休 学)

第16条 学生は、次の場合学院長の許可を得て休学することができる。

- 一 病気のため就学不能のとき。
- 二 その他特別の事由があるとき。
- 三 休学期間にその理由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。
- 四 学院長は、病気その他の理由により、就学することが不適当と認められる者に対して休学を命じることができる。

(復 学)

第17条 休学期間満了の場合、又は休学期間内であっても、その理由が消滅した場合には、学年の履修に支障のない限り、学院長の許可を得て、復学することができる。

(退 学)

第18条 総長は、学生が疾病、学力劣等、その他やむを得ない事由により、成業の見込がないと認めるときは退学を命ずるものとする。

2 学生が退学しようとするときは、理由を記した書類を添えて総長に願い出て、許可をうけなければならない。

(除 籍)

第19条 総長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- 一 死亡の届出のあった者。
- 二 行方不明の届出のあった者。

## 第4章 教育課程

(学科目及び時間数)

第20条 学科における学科目及び時間数は、次のとおりとする。

- |          |       |
|----------|-------|
| 一 視覚障害学科 | 別表第1号 |
| 二 言語聴覚学科 | 別表第2号 |
| 三 手話通訳学科 | 別表第3号 |

四 義肢装具学科	別表第4号
五 リハビリテーション体育学科	別表第5号
六 児童指導員科	別表第6号

(学科目の評価及び履修の認定)

第21条 学科目の単位修了の認定は、試験による。ただし、学科目によっては、平常の成績をもって試験にかえることができる。

- 2 前項の評価は、優(80点以上)、良(70~79点)、可(60~69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
- 3 学科目について出席すべき時間数(試験時間数を含む)の3分の2以上出席しなければ、当該学科目の認定を受けることができない。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

## 第5章 卒業

(卒業)

第22条 総長は、所定の全ての学科目を履修した者に対して、卒業させるものとする。

(卒業証書)

第23条 総長は、前条により卒業した者に卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第24条 第22条の規定に基づき卒業した者には、次の各号に掲げる専門士の称号を授与する。

一 言語聴覚学科を卒業した者	専門士(医療分野専門課程)
二 義肢装具学科を卒業した者	専門士(医療分野専門課程)
三 視覚障害学科を卒業した者	専門士(教育・社会福祉分野専門課程)
四 手話通訳学科を卒業した者	専門士(教育・社会福祉分野専門課程)
五 リハビリテーション体育学科を卒業した者	専門士(医療分野専門課程)

## 第6章 賞罰

(表彰)

第25条 総長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 総長は、学生が次の各号の一に該当するときは、所定の手続によって懲戒する。

- 一 学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- 二 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者、その他総長が定める規則及び学院内の秩序の維持に従わない者。
- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

## 第7章 健康管理

(健康管理)

第27条 総長は、学生に対して健康診断を実施する。

## 第8章 入学検定料、授業料及び入学金

### (納付義務)

第28条 入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学を許可された者は、授業料を納付しなければならない。

3 言語聴覚学科又は義肢装具学科に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

### (入学検定料、授業料及び入学金の額)

第29条 入学検定料、授業料及び入学金の額は、次のとおりとする。

#### 一 視覚障害学科

(1) 入学検定料	16,000円
(2) 授業料	月額 34,000円

#### 二 言語聴覚学科

(1) 入学検定料	16,000円
(2) 授業料	月額 34,000円
(3) 入学金	172,000円

#### 三 手話通訳学科

(1) 入学検定料	16,000円
(2) 授業料	月額 34,000円

#### 四 義肢装具学科

(1) 入学検定料	16,000円
(2) 授業料	月額 46,000円
(3) 入学金	172,000円

#### 五 リハビリテーション体育学科

(1) 入学検定料	16,000円
(2) 授業料	月額 34,000円

#### 六 児童指導員科

(1) 入学検定料	16,000円
(2) 授業料	月額 26,000円

### (授業料の徴収)

第30条 授業料は、次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を徴収する。

第1期（4月から9月までの分） 納期4月1日から4月30日まで

第2期（10月から翌年3月までの分） 納期10月1日から10月31日まで

### (休学の場合の授業料)

第31条 休学期間中の授業料は免除する。ただし、第1期又は第2期の途中において休学し、又は復学する場合は、休学又は復学の日の属する期分の授業料は徴収する。

### (退学、停学の場合の授業料)

第32条 学生が退学を命ぜられ、又は退学を許可された場合においても、その期の授業料は徴収する。

### (入学検定料、授業料及び入学金の還付)

第33条 既納の入学検定料、授業料及び入学金は、いかなる事情があつても返還しない。

## 第9章 弁 償

### (弁 償)

第34条 総長は、学生が自己の責により国立障害者リハビリテーションセンターの物品等をき損、亡失した場合は、現品若しくはその代価を弁償させることができる。

## 第10章 外国人学生

### (外国人学生)

第35条 外国人で、日本国政府を通じて入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、選考のうえ外国人特別学生として、総長が入学を許可することができる。

## 第11章 学院宿舎

### (入 舎)

第36条 学院長は、学院宿舎に入舎を希望する学生について、選考のうえこれを許可する。

2 学院宿舎に入舎する学生は、総長が別に定める学生宿舎に関する規則を守らなければならない。

### (退 舎)

第37条 学院長は、学院宿舎に入舎した学生が次の各号の一に該当した場合は、退舎を命ずることができる。

- 一 学院宿舎の共同生活を著しく乱す行為のあったとき。
- 二 休学、退学又は除籍したとき。
- 三 その他在舎が不適当と認められたとき。

### (学院宿舎の費用)

第38条 学院宿舎の費用については、別に定める。

## 第12章 雜 則

第39条 この学則に定めるほか、学院の運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

### 附 則

この学則は、昭和56年4月30日から施行する。

第29条の規定にかかわらず、56年度第1期、第2期分の納期は10月1日から10月31日までとする。

### 附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。但し授業料については平成元年4月以降の入学生から、入学検定料については平成2年度の受験生から適用する。

## 附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。但し授業料については平成2年4月以降の入学生から、入学検定料については平成3年度の受験生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成3年4月1日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。但し授業料については平成4年4月以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成7年1月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成7年2月15日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。但し授業料については平成7年4月以降の入学生から適用し、平成7年3月以前の入学生については、従前の額によるものとする。

## 附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。但し授業料については平成10年4月以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。但し平成12年4月1日以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。但し授業料及び入学金については、平成13年4月以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。但し平成14年4月1日以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。但し授業料及び入学金については平成15年4月以降の入学生から、入学検定料については平成16年度の受験生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月1日以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年4月1日以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日以降の入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年4月1日以降の入学生か

ら適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年4月1日以降の入学生から適用する

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、授業料については平成27年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、授業料については平成28年4月1日以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第29条に規定する授業料については平成29年4月1日以降の入学生から、第2条に規定する専門課程については平成29年4月1日時点の在学生から適用する。

附 則

この学則は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第10条第2号に規定する入学資格については、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する告示の適用日から施行する。

2 授業料については平成31年4月1日以降の入学生から適用する。

別表第1号

## 視覚障害学科カリキュラム

No.1

履修分類	科目分類	履修科目	時間数
基礎科目	リハ概論	リハビリテーション概論	1 2
		視覚障害リハビリテーション概論	3 0
		盲ろうリハビリテーション概論	2 0
	心理学系	学習心理学	3 0
		知覚心理学	3 0
		発達心理学	3 0
		カウンセリング	4 5
		臨床心理学	3 0
		老年心理学	3 0
	医学系	感覚生理学	4 0
		眼の構造と機能	8 0
		運動学	4 8
		老年病医学	8
		糖尿病内科	4
	教育系	視覚障害乳幼児教育	2 0
		視覚障害児教育	4 0
		盲ろう児教育	1 0
	社会系	社会福祉概論	2 4
		社会福祉援助技術論	2 4
	研究法系	視覚障害リハビリテーション研究法	6 0
		視覚障害リハビリテーション統計法	6 0
小 計			6 7 5
専門基礎科目	原論系	視覚障害リハビリテーション原論1(眼科学)	3 0
		視覚障害リハビリテーション原論2(心理的様相)	1 5
		視覚障害リハビリテーション原論3(失明統計など)	1 8
		視覚障害リハビリテーション原論4(運動コントロール)	2 4
		視覚障害リハビリテーション原論5(感覚情報処理)	7 5
		視覚障害リハビリテーション原論6(盲老人)	1 5
		視覚障害リハビリテーション原論7(重複障害)	3 0
		視覚障害リハビリテーション原論8(糖尿病訓練)	8
		視覚障害リハビリテーション原論9(眼鏡光学)	3 6
		視覚障害リハビリテーション原論10(盲導犬)	1 2
		盲ろうリハビリテーション原論1(コミュニケーション論)	1 2
		盲ろうリハビリテーション原論2(心理的様相)	4
		盲ろうリハビリテーション原論3(聴覚障害の病理と生理)	4
		盲ろうリハビリテーション原論4(聴覚障害の聞こえ)	4
	小 計		2 8 7

履修分類	科目分類	履修科目	時間数	
専門 臨床科目	理論と 教授法系	歩行技術の理論と教授法	1 8 0	
		歩行技術の理論と教授法演習	1 8 0	
		盲ろうの歩行技術の理論と教授法	4	
		盲ろうの歩行技術の理論と教授法演習	3 2	
		コミュニケーション技能の理論と教授法	7 2	
		コミュニケーション技能の理論と教授法演習	5 4	
		盲ろうコミュニケーション技能の理論と教授法	1 2 0	
		盲ろうコミュニケーション技能の理論と教授法演習	2 4	
		日常生活技術の理論と教授法	6 0	
		日常生活技術の理論と教授法演習	1 8 0	
		盲ろうの日常生活技術の理論と教授法	4	
		盲ろうの日常生活技術の理論と教授法演習	3 2	
		ロービジョンの理論と教授法	9 0	
		ロービジョンの理論と教授法演習	9 0	
		レクリエーション訓練の理論と教授法	1 8	
		レクリエーション訓練の理論と教授法演習	1 2	
		視覚障害者が生活するための基礎知識	1 2	
		生活訓練評価法	1 2	
施設見学		視覚障害者のコンピューター活用	3 4	
		盲ろう者のコンピューター活用	1 2	
		重複障害の訓練	3 6	
		パソコン概論	1 6	
臨床実習		生活訓練補助具理論	1 2	
		盲ろう生活訓練補助具理論	1 2	
	卒業研究	施設見学(盲導犬訓練センター)	2 0	
		施設見学(盲学校)	8	
		施設見学(日本点字図書館)	8	
		施設見学(更生援護施設)	8	
		臨床実習	8 0 0	
		卒業研究	3 0	
小計			2, 172	
合計			3, 134	

別表第2号

## 言語聴覚学科カリキュラム

教育内容	科目名	単位数	時間数			履修学年	
			講義	演習・実習	合計	1年	2年
専門基礎分野 (*1)	基礎医学 I	2	30		105	30	
	基礎医学 II	5	60	15		75	
	臨床医学 I	6	90		165	75	15
	臨床医学 II	5	75			30	45
	臨床歯科医学	2	30		30	30	
	発声発語系の解剖・生理・病理	1	15			15	
	聴覚系の解剖・生理・病理	2	30		75	30	
	神経系の解剖・生理・病理	2	30			30	
	心理学 I	5	75		210	75	
	心理学 II	5	60	15		60	15
	心理測定・統計学	4	60			60	
	言語学	4	60		60	60	
	音声学	4	45	15		60	
	音響学・聴覚心理学	4	45	15	60	60	
	言語発達学	2	30			30	
	社会福祉・教育	2	30		45	30	
	社会保障制度・関係法規	1	15				15
	小計	56	780	60	840	750	90
専門分野 (*2)	言語聴覚障害概論	1	30		150	30	
	言語聴覚障害診断学	1	30			30	
	言語聴覚障害演習	3		90		60	30
	失語・高次脳機能障害 I	3	90		180	90	
	失語・高次脳機能障害 II	2	60				60
	失語・高次脳機能障害実習	1		30		30	
	言語発達障害 I	3	90		180	90	
	言語発達障害 II	2	60				60
	言語発達障害実習	1		30		30	
	発声発語・嚥下障害 I	2	60		270	60	
	発声発語・嚥下障害 II	2	60			60	
	発声発語・嚥下障害 III	1	30			30	
	嚥下障害	2	60			30	30
	発声発語・嚥下障害実習	2		60		30	30
	聴覚障害 I	1	30		210	30	
	聴覚障害 II	2	60			60	
	補聴器・人工内耳	2	60			30	30
	聴覚障害実習	2		60		60	
	臨床実習	12		480	480		480
	小計	45	720	750	1,470	720	750
	合計	101	1,500	810	2,310	1,470	840

教育内容	科目名	単位数	時間数			履修学年	
			講義及び演習	合計	1年	2年	
選択科目	臨床実習基礎 (*3)	3	45	45	30	15	
	専門科目特論 I (*3)	1	15	15		15	
	専門科目特論 II (*3)	1	15	15		15	
	専門科目特論 III (*3)	1	15	15		15	
	専門科目特論 IV (*3)	1	15	15		15	
	専門科目特論 V (*3)	1	15	15		15	
	専門科目特論 VI (*3)	1	15	15		15	
	卒業研究 (*4)	1	30	30		30	

\* 1 専門基礎分野の講義及び演習は15時間1単位とする

\* 2 専門分野の講義及び演習・実習は30時間1単位とし、臨床実習は40時間1単位とする

\* 3 臨床実習基礎及び専門科目特論は15時間1単位とする

\* 4 卒業研究の講義及び演習は30時間1単位とする

別表第3号

## 手話通訳学科カリキュラム

履修分類	科目分類	履修科目	時間数	履修学年	
				1年	2年
基礎科目	言語	言語学	30	30	
		応用言語学	15		15
		日本語	30	30	
	社会	文化人類学	30	30	
		社会学	15		15
		現代社会	30	30	
	心理	心理学	15	15	
		カウンセリング	15		15
	知識	リハビリテーション概論	15	15	
		社会福祉概論	15	15	
		法学概論	15		15
		医学概論	10	10	
専門科目	表現	コンピューターリテラシー	15	15	
		身体表現論	10	10	
	小計		260	200	60
	言語	手話言語学	60	45	15
	社会	聴覚障害者の社会	60	60	
	通訳	通訳理論	15	15	
		手話通訳論	60	30	30
	知識	聴覚障害者の教育	20	20	
		聴覚障害者のリハビリテーション	15	15	
		聴覚障害者の福祉	30	30	
		聴覚障害者のケースワーク	10		10
	手話実技	手話I	120	100	20
		手話II	100	100	
		手話III	200	160	40
		手話IV	100	60	40
		手話V	40	20	20
	手話通訳実技	通訳基礎トレーニング	40	40	
		日本語表現技術	20	20	
		翻訳I	30	30	
		翻訳II	180	60	120
		通訳I	140	40	100
		通訳II	180		180
		通訳III	240		240
	見学・実習	施設見学	30	30	
		施設実習	20		20
		交流実習	140	80	60
		手話通訳実習	180		180
	特別講義	特別講義	20	10	10
	卒業研究	卒業研究	90		90
	小計		2,140	965	1,175
	合計		2,400	1,165	1,235

別表第4号

## 義肢装具学科カリキュラム

No.1

教育内容		科目	単位	時間数		合計	1年	2年	3年
				講義	実習または演習				
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	物理学	2	15	30	45	45		
		数理統計学	1	15		15		15	
		心理学	1	15		15	15		
		美術	1		30	30	30		
		外国語Ⅰ	1		30	30	30		
		外国語Ⅱ	1		30	30		30	
		リハビリーション体育	1		45	45	45		
		論文指導	6		180	180			180
基礎分野小計			14	45	345	390	165	45	180
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学	4	60		60	60		
		生理学	4	60		60	60		
		運動学	4	45	45	90	45	45	
		機能解剖学	2	30		30	30		
		生体力学	2	30		30	30		
		人間発達学	1	15		15	15		
		(小計)	17	240	45	285	240	45	
		医学概論	1	15		15	15		
専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	一般臨床医学	1	15		15		15	
		臨床神経学	2	30		30		30	
		整形外科学	4	60		60		60	
		臨床心理学	1	15		15		15	
		リハビリーション医学	3	45		45		45	
		病理学概論	2	30		30			30
		(小計)	14	210		210	15	165	30
		社会福祉学	1	15		15	15		
保健医療福祉とリハビリテーションの理念		理学療法学	1	15		15			15
		作業療法学	1	15		15			15
		公衆衛生学	1	15		15	15		
		看護学	1	15		15	15		
		義肢装具関係法規	1	15		15			15
		(小計)	6	90		90	45		45

教育内容	科目	単位	時間数		合計	1年	2年	3年
			講義	実習または演習				
専門基礎分野	義肢装具領域における工学	図学・製図学	1	15	15	15		
		機構学	2	30	30		30	
		材料学Ⅰ	1	15	15	15		
		材料学Ⅱ	1	15	15	15		
		材料力学	2	15	30	45	45	
		システム制御工学	2	15	30	45		45
		リハビリテーション工学	2	30	30			30
		運動解析実習	1		45	45	45	
		(小計)	12	135	105	240	90	75
	専門基礎分野小計		49	675	150	825	390	285
専門分野	基礎義肢装具学	義肢装具学概論	1	30	30	30		
		義肢装具基本工作論	6	30	225	255	255	
		装具学Ⅰ	3	30	90	120	120	
		装具学Ⅱ	3	30	90	120	120	
		装具学Ⅲ	6	60	180	240		240
		(小計)	19	180	585	765	525	240
	応用義肢装具学	装具学Ⅳ	3	30	90	120		120
		装具学Ⅴ	3	30	90	120		120
		義肢学Ⅰ	6	60	180	240		240
		義肢学Ⅱ	3	30	90	120		120
		義肢学Ⅲ	6	60	180	240		240
		(小計)	21	210	630	840	360	480
臨床実習	臨床実習Ⅰ		5		225	225		225
	臨床実習Ⅱ		5		225	225		225
	病院実習		1		45	45		45
	(小計)		11		495	495	225	270
専門分野小計		51	390	1,710	2,100	525	825	750
合計			114	1,110	2,205	3,315	1,080	1,155
								1,080

注 1) 講義及び演習は 15 時間または 30 時間を 1 単位とする

注 2) 実習及び臨床実習は 45 時間を 1 単位とする

別表第5号

## リハビリテーション体育学科カリキュラム

No.1

履修分類	科目分類	履修科目	履修時間		
			講義	実習	合計
基礎科目	一般	統計学	3 0		3 0
		情報処理演習	3 0	(*)	3 0
		障害者心理学	1 5		1 5
		高齢者心理学	1 5		1 5
		学習心理学	1 5		1 5
		コミュニケーション概論	1 5		1 5
		運動（認知）心理学	1 5		1 5
		臨床心理学	3 0	(*)	3 0
		神経心理学	1 5		1 5
		小 計	1 8 0		1 8 0
基礎科目	スポーツ	(運動) 生理学	3 0	(*)	3 0
		運動生化学	3 0	(*)	3 0
		解剖学（機能解剖学）	4 5	(*)	4 5
		運動発達学	1 5		1 5
		トレーニング原理	1 5	(*)	1 5
		体力測定と評価	1 5		1 5
		スポーツ栄養学	1 5		1 5
		救急処置	1 5	(*)	1 5
		小 計	1 8 0		1 8 0
専門基礎科目	福祉・リハ	リハビリテーション概論	1 5		1 5
		リハビリテーション工学	1 5	(*)	1 5
		理学療法・作業療法・言語療法	1 5	(*)	1 5
		義肢装具論	1 5	(*)	1 5
		社会福祉概論	1 5		1 5
		障害者福祉概論	1 5		1 5
		小 計	9 0		9 0
	医学	リハビリテーション医学	6 0		6 0
		整形外科学	3 0		3 0
		臨床神経学	3 0		3 0
		内科学	3 0		3 0
		病理学	3 0		3 0
		小児科学・耳鼻咽喉科学	3 0		3 0
		精神医学・眼科学	3 0		3 0
		老年医学	1 5		1 5
		運動学概論演習	6 0	(*)	6 0
		医学的検査・診断法	1 5	(*)	1 5
		小 計	3 3 0		3 3 0

履修分類	科目分類	履修科目	履修時間		
			講義	実習	合計
専門科目	原論	リハビリテーション体育原理	3 0		3 0
		リハビリテーション体育管理	3 0		3 0
		(リハ) スポーツ運動学	1 5		1 5
		障害児保健体育概論	1 5		1 5
		運動の解析学	3 0	(*)	3 0
		小計	1 2 0		1 2 0
専門科目	運動処方	運動処方学概論	3 0	(*)	3 0
		健康づくり運動の理論と実際	3 0	(*)	3 0
		生活習慣病とその予防	1 5	(*)	1 5
		運動負荷試験概論	3 0	(*)	3 0
		運動負荷試験演習	3 0	(*)	3 0
		運動プログラムの管理	1 5	(*)	1 5
		心臓(循環器)リハビリテーション	4 5	(*)	4 5
		運動処方演習Ⅰ(肢体不自由)	3 0	(*)	3 0
		運動処方演習Ⅱ(内部障害)	3 0	(*)	3 0
		運動処方演習Ⅲ(高齢者)	3 0	(*)	3 0
		運動処方実習		1 2 0	1 2 0
		小計	2 8 5	1 2 0	4 0 5
専門科目	運動指導	肢体不自由者指導演習	6 0	(*)	6 0
		感覚障害者指導演習	4 5	(*)	4 5
		知的発達障害者指導演習	4 5	(*)	4 5
		精神障害者指導演習	3 0	(*)	3 0
		高齢者指導演習	3 0	(*)	3 0
		セラピューティック・レクリエーション概論	6 0	(*)	6 0
		演習	3 0	(*)	3 0
		野外活動Ⅰ	3 0	(*)	3 0
		野外活動Ⅱ	4 5	(*)	4 5
		競技別種目概論演習	1 5	(*)	1 5
		競技大会演習			
		小計	3 9 0		3 9 0
専門科目		特別講義	1 5		1 5
		見学実習		3 0	3 0
		指導実習Ⅰ(内部)		1 2 0	1 2 0
		指導実習Ⅱ(外部)		4 5 0	4 5 0
		特別研究	7 5		7 5
		小計	9 0	6 0 0	6 9 0
		合計	1, 6 6 5	7 2 0	2, 3 8 5

( \*) = 講義時間内に実習を含む

別表第6号

## 児童指導員科カリキュラム

No. 1

教育内容	科目分類	履修科目	履修時間			
			講義	演習	実習等	合計
教養		法学	16			16
		社会学	12			12
		心理学	12			12
		教育学	16			16
社会福祉論		社会福祉概論	24			24
		地域福祉論	16			16
		児童・家庭福祉論	18			18
		老人福祉論	16			16
社会福祉制度論		社会福祉行政論	12			12
		福祉事務所運営論	12			12
		社会保障論	18			18
		公的扶助論	18			18
		生活保護制度演習		16		16
専門基礎分野		医学概論	16			16
		リハビリテーション概論	16			16
		看護概論	16			16
		乳幼児保健論	16			16
		介護概論	16			16
		生命倫理学	16			16
医療福祉論		身体障害者福祉論	12			12
		精神障害者保健福祉論	16			16
		重症心身障害論	8			8
専門基礎演習		心理検査		16		16
		面接技法		8		8
		メンタルヘルス		8		8
		接遇マナー		16		16
小計			322	64		386

(\*) = 講義時間内に実習を含む

教育内容	科目分類	履修科目	履修時間			
			講義	演習	実習等	合計
発達障害福祉論		発達障害医学	16			16
		発達障害福祉史	24			24
		知的障害者福祉論	16			16
		発達障害者福祉論	16			16
発達障害者支援論 (社会福祉援助技術論)		ソーシャルワーク理論	16			16
		児童発達支援論	16			16
		生涯発達論	16			16
		家族支援	16			16
		就労支援	16			16
		強度行動障害	16			16
		性と支援	16			16
		虐待	16			16
		触法・非行	16			16
専門分野		研究方法		20		20
		支援技法		60		60
		個別支援計画		20		20
		コミュニケーション支援		20		20
		スーパービジョン		20		20
		カウンセリング		20		20
		福祉機器		20		20
		統計調査		20		20
		アセスメント		20		20
		多職種連携		20		20
		創作活動		20		20
		講読演習		16		16
		事例研究			40	40
見学・実習		見学			90	90
		実習			464	464
特別講義	特別講義				248	248
特別研究	特別研究				80	80
小計			216	276	922	1,414
合計			538	340	922	1,800

講義は 15 時間を 1 単位とする  
演習は 30 時間を 1 単位とする  
実習は 45 時間を 1 単位とする